

教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第15号

教育長の営利企業等の従事制限に係る地位を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の人事委員会規則で定める地位は、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和26年人事委員会規則第6号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長がなお従前の例により在職する間は、この規則の規定は、適用しない。